

職首発 0325 第 1 号  
平成 23 年 3 月 25 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局  
首席職業指導官

### 東北地方太平洋沖地震被災者に係る職業紹介について（その 1）

今般の東北地方太平洋沖地震（以下「震災」という。）においては、数多くの被災者の方の生活の基盤が失われたところであり、今後これらの方々の多くの方が生活の再建に向けて就職活動を開始されることと考えられる。

このうち特に、市街地自体が壊滅状態にある被災地の事業所で就業していた被災者等については、他地域で新たな就業先を探すことが必要である者も多いと考えられ、その他の被災地域の被災者を含め、これらの者が一日でも早く就業の機会を得られるよう、公共職業安定所（以下「安定所」という。）はその全国ネットワークを活かしつつ最大限の努力を行う必要がある。

一方、被災者を優先的に雇い入れる意向をもつ求人者もでてきており、被災者の就業機会の確保に当たってその意向を最大限活かしていくことが重要である。

このようなことを踏まえ、安定所が被災者に係る職業紹介業務を円滑に運用できるようにするための留意事項について別紙のとおり示すので、遺漏のないようご対応をお願いします。

なお、被災地及び被災地の近隣地域ではない地域においても、避難や住居移転をした被災者が求職申込みを行う場合や、被災者を優先的に雇い入れようとする求人申込みが行われる場合もあるので、本通知の内容については十分徹底を図られたい。

## 東北地方太平洋沖地震被災者に係る職業紹介の留意事項

### 1 被災者である求職者の求職受理等の留意事項

新規に求職申込みを受けた求職者が震災の被災者である可能性がある場合の求職受理と職業相談については、「一般職業紹介業務取扱要領」（以下「紹介要領」という。）によるほか、特に次の点について確認をするとともに、丁寧な職業相談を行う。また震災前に求職受理をしていた有効求職者についても、職業相談等の中で被災者である求職者に該当する可能性が判明した場合、これらの確認と職業相談を改めて行う。

また、下記2においては、一定の要件に合致する「被災者である求職者」については、ハローワークシステム（職業紹介システム）又は総合的雇用情報システム（以下「システム」という。）において特定求職者区分コード番号を入力することについて示しているところであるが、これに該当しない者であっても、実質的に震災の被災者として就職が困難な状態になっている者については、「被災者である求職者」に準じて求職受理と職業相談を行う。

なお、確認された内容は、求職申込書（求職票）の所定欄に付記するか、システムの求職管理情報に記録をする。

#### （1）現在の本人の状況の確認

##### ① 現在の住所・居所

現在、避難所等や親戚・知人宅等を居所とする場合は、「住所」欄に震災前の住所を記載するとともに、その避難所等の名称や親戚・知人等の氏名及びその所在地を付記する。

##### ② 離職等の状況

事業所の廃業・事業停止等による離職、農林漁業等からの離職又は内定取消しなど、求職申込みを行うに至った離職等の状況及び就業していた市町村名（内定取消し者にあつては就業が予定されていた事業所の所在する市町村名）を確認し、求職申込書の「退職の理由」欄に記入する。なお、事業所の一時休業により求職申込みをしてきた場合、事業再開までの一時的就業先を希望するのか転職を希望するのかを確認する。

#### （2）求職希望条件の確認

##### ① 希望勤務地

就職を希望する地域について確認する。これについては、被災地域内やその近隣地域内では就業先の確保が期待できない場合も多いと考えられることから、遠隔地への就職の必要性についても相談を行い、仮に遠隔地へ就職することとなった場合にどの地域範囲までであれば可能

であるか、具体的な希望地域があるかなどを確認する。また、遠隔地への就職ができない状況にある場合は、その事情を確認する。

② 遠隔地就職の場合の条件

仮に遠隔地に就職する場合、出稼的な就業か、あるいは住居自体を当該遠隔地へ移転させた上で就業するか、遠隔地への家族の帯同があるかどうかなど、その条件を確認する。

③ 住居確保の必要性

震災により自宅や賃貸住宅等の住居を失い、就業先の確保とあわせて新たな住居の確保が必要な者については、寮・社宅付きや住込の求人を希望するかどうかを確認する。希望しない場合は、どのような方法で住居を確保しようと考えているかについて確認する。

(3) 職業相談

① 心理的支援

職業相談に当たっては、被災者である求職者の心理状態に最大限の配慮を行い、きめ細かで丁寧な支援を行う。必要に応じて、保健師や臨床心理の専門家などによる専門相談に誘導する。

② 遠隔地の労働市場情報・求人情報等の提供

遠隔地に就職する可能性がある場合、遠隔地への就職活動について可能なかぎり現実的な判断が可能となるよう、本人が希望する遠隔地または想定される遠隔地の労働市場情報や具体的な求人情報を本人に提供する。

また、当該遠隔地の生活関連情報についても、当該遠隔地の安定所や労働局に照会することにより可能な範囲で提供を行う。

③ 住居の確保に関する相談

震災により住居を喪失したため、就業先の確保と併せて住居の確保が必要な求職者については、地域の状況に応じて、雇用促進住宅の利用可能状況や地方自治体が準備している被災者を対象とした住宅の確保の状況に関する情報を提供するとともに、担当機関に誘導する。

2 被災者である求職者に係る求職関係コードの入力

(1) 求職関係コードの設定

被災者である求職者については、平成23年3月14日付け事務連絡「東北地方太平洋沖地震被災者への特定求職者区分コードの付与について」において、既に、システムに入力すべき次の特定求職者区分コード番号を示しているところであり、これを入力する。

入力は、震災の後に新規に受理をした新規求職者のみならず、震災前に求職受理をしていた有効求職者についても、職業相談等の中で求職者の状況が確認できた段階で行う。

特定求職者区分 6 4	東北地方太平洋沖地震被災者（6 5 以外の者）
特定求職者区分 6 5	東北地方太平洋沖地震被災者（住居を失った者）

## （２） 求職関係コードの対象範囲

（１）のコードをシステムの求職データに入力すべき求職者の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。そのうち、住居を喪失した者については「6 5」を、住居を喪失していない者については「6 4」を入力する。

### ① 被災地域の事業所の離職者

職業転換給付金の支給対象となる「激甚な災害を受けた地域」として、職業安定局長及び職業能力開発局長の定める地域（地震により災害救助法の適用を受けた地域のうち東京都、栃木県、千葉県を除く 8 県内の地域。近日中に正式に通達される予定。以下「被災地域」という。）において就業していた者であって、当該震災により離職を余儀なくされた者

### ② 被災地域の事業所からの学卒内定取消者

学校（幼稚園、小学校を除く）、専修学校、職業能力開発施設（国又は都道府県の設置する職業能力開発職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校、職業能力総合大学校）を新たに卒業した者又は未就職卒業者のうち、被災地域内に所在する事業所に採用内定を受けていた者であって、その後震災により採用内定を取り消され、当該震災により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）

### ③ 被災地域内で就職することが著しく困難な被災地域居住者

被災地域内に居住する者（震災により被災地域外に住所又は居所を変更している者を含み、震災の発生の後に被災地域に居住することとなった者を除く）のうち、安定所長が震災により当該被災地域内において就職することが著しく困難であると認めた者

## （３） 求職関係コードの入力上の留意事項

- ア. 本コード番号の入力は、被災者である求職者に対して、今後講じられる被災者向けの各種支援施策を的確に実施できるよう、安定所が被災者である求職者を円滑に把握することを目的としており、それぞれの各種支援施策に該当するかどうかは改めて正式に判断することとなるので、上記（１）①～③の要件については厳格に判断・運用する必要はない。要件を狭く解釈したことにより結果として各種支援施策の対象者としての把握から漏れることは避けなければならないため、広めの解釈により判断する。
- イ. 特に、（１）③の「安定所長が震災によって当該被災地域内において就職することが著しく困難であると認め」る際の基準については、今後具体化することとなるが、被災地域内のうち市街地が壊滅状態にある地域など事

業所が消失したり事業を停止している地域に居住していた者についてはすべてコード入力の対象とするとともに、事業所の事業が継続している地域についても地震前に比べて就職が困難となった地域に居住していた者についても広く入力の対象とする。

ウ. (1)①～③の要件中の「震災」は、「東北地方太平洋沖地震」及びこれに伴って発生した津波による被害をいう。

エ. 特定求職者区分コード「65」は上記(1)①～③の要件に該当する者のうち震災により自宅や賃貸住宅等の住居を失い、就業先の確保とあわせて新たな住居の確保が必要な者が該当し、「64」は震災により住居を失っていない者（一時的に避難生活を送っているがいずれ元の住居に戻れる可能性のあるなどにより新たな住居の確保は不要の者）が該当する。なお、「63」は震災に関係なく住居を喪失した求職者のためのコードであるので間違いのないよう留意されたい。

### 3 被災者である求職者の雇入れ等に係る求人の留意事項

求人者が、被災者である求職者の雇入れについて、優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向を示す場合の求人受理においては、紹介要領によるほか、特に次の点について確認を行う。またこれに該当する求人については、所定の求人関係コードを入力する。

なお、被災者である求職者に限定した求人申込みについても、就職が困難であると認められる特定の対象者に限定して雇用機会を提供することは合理性があると考えられることから、これを受け付けることは差し支えない。ただし、被災地域によって就職困難度に差異はないと考えられるため、一部地域の被災者のみを対象とすることはできない。

#### (1) 求人条件の確認

##### ① 面接・赴任旅費の負担

被災者である求職者が採用面接に臨む場合の面接旅費や、採用された場合の赴任旅費について、求人者によって全部又は一部の負担があるかどうかを確認し、求人申込書の「求人条件特記事項」欄に記載する。

##### ② 住居

労働者用の空室の社宅・寮などがあるか住込可であるかどうか、ある場合はそれが単身用か世帯用か、その家賃・使用料はいくらか等について確認する。

なお、「住込」専用求人の場合は求人申込書の「採用」欄の「住込」に印を付す。「住込可」の求人の場合は、「公開区分1」欄に「Z49」を入力する。入居可能の社宅・寮などがある場合は求人申込書の「入居可能住宅」の「あり」に印を付す。

また空室の社宅・寮などがない場合は、求人者側でアパート確保等の

支援を行う意向があるかどうかを確認する。

## (2) 求人関係コードの入力等

求人者が、被災者である求職者の雇入れについて、優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行うこととしている求人については、システムの求人データに次のコードを入力する。

震災の後に新規に受理をした新規求人のみならず、震災前に求人受理をしていた有効求人についても、求人者の意向が確認できた段階で入力を行う。

また、求人申込書の「求人条件特記事項」欄に「震災被災者対象求人」と記載すること。(ハローワークインターネットサービスにおいて、フリーワード検索により該当求人をすべて抽出できるようにするため、必ずこのとおりの字句で記載すること。)

公開区分 1	Z 7 9	東北地方太平洋沖地震被災者用
--------	-------	----------------

(注：ハローワークシステムでは「Z 7 9」、総合的雇用情報システムでは「7 9」を、求人申込書の「公開区分 1」欄に入力する。)

## 4 被災者である求職者に係る広域職業紹介の留意事項

被災者である求職者に対する広域職業紹介については、紹介要領の第 4 部第 2 「広域職業紹介」に示すところにより実施する。具体的には次のような手法により実施する。

### ① 他所求人の検索 (紹介要領第 4 部第 2 の 2 (1) 参照)

例えば、被災地域の安定所において、被災地域以外の地域の求人を検索し職業紹介を行うなど。

### ② 他所への紹介依頼 (紹介要領第 4 部第 2 の 2 (2) 参照)

例えば、被災地域の安定所において、被災地域以外の安定所に対して被災者である求職者の紹介を依頼するなど。

### ③ 他所への充足依頼 (紹介要領第 4 部第 2 の 2 (3) 参照)

例えば、被災者である求職者の雇入れについて優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向のある求人について、被災地域以外の安定所が被災地域の安定所に対して充足依頼を行うなど。

### ④ 他所求職の検索 (紹介要領第 4 部第 2 の 2 (4) 参照)

例えば、被災者である求職者の雇入れについて優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向のある求人について、被災地域以外の安定所が、それに適合する被災者である求職者を検索し、その結果に基づいて当該求職者の登録している安定所にリクエスト紹介を依頼する。あるいは当該被災地域以外の安定所自体において当該求職者に対するリクエスト紹介を行うなど。